

小平市分別収集計画

第 10 期

令和 4 年 7 月

小 平 市



目 次

1	計画策定の意義	P 1
2	基本的方向	P 1
3	計画期間	P 1
4	対象品目	P 1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	P 2
6	容器包装廃棄物の排出抑制を促進するための方策に関する事項	P 2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	P 3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項 に規定する主務省令で定める物の量の見込み	P 4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込みの算定方法	P 5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	P 5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	P 6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	P 7

1 計画策定の意義

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条に基づいて、一般廃棄物のうち多くを占める容器包装廃棄物を分別収集し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進するための具体的な方策を明らかにし、これを公表することにより、市民・事業者・行政それぞれが取り組むべき方針を示したものである。本計画の推進により、廃棄物減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は以下のとおりである。

- (1) ごみの発生抑制及び分別の徹底
- (2) 3R推進による循環型社会の構築
- (3) 事業者の拡大生産者責任徹底による容器包装廃棄物再利用等の促進及び再利用
困難な容器包装の生産抑制

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間（令和5年度～令和9年度）とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

項目	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	8,376 t	8,365 t	8,354 t	8,322 t	8,290 t

6 容器包装廃棄物の排出抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民・事業者・行政の相互協力と連携が必要である。

(1) 環境学習、啓発活動の充実

市民・事業者に向けて、市報・ごみリサイクル情報誌・ホームページ・キッズページ・ごみ分別アプリ・パンフレット・パネル展示などを活用して、積極的にごみ処理の状況や3R推進を発信する。

また、リサイクルセンターの施設見学、小中学校での出前授業、環境イベントなどの環境学習の機会を利用し、分別の徹底や3R推進を啓発する。

(2) プラスチック製容器包装の発生抑制

平成31年4月よりプラスチック製容器包装全量の分別収集及び資源化に取り組んでおり、市民に向けては買い物時のマイバッグ利用、簡易包装や環境に配慮した商品の選択を働きかけ、事業者に向けては容器の自主回収、レジ袋有料化、過剰包装抑制を働きかけることによりプラスチック製容器包装の発生抑制を図る。

(3) 家庭ごみ有料化と戸別収集の実施

平成31年4月より家庭ごみ有料化と戸別収集を実施し、プラスチック製容器包装は有料指定収集袋による排出としたことにより、プラスチック製容器包装の発生抑制や容器包装廃棄物の分別徹底、容器包装廃棄物の減量を図る。

(4) 市民協働の充実

市民・事業者・行政が協働して行う環境イベントやごみ減量講習会の機会を利用して3Rの啓発活動に取り組む。また、環境イベントやお祭りでリサイクル食器の利用を促し、イベントでのプラスチック製容器包装の発生抑制を図る。

(5) 廃棄物減量等推進員制度の充実

市と協力して分別指導や生活環境保全を担う廃棄物減量等推進員（クリーンメイトこだいら）の充実を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミニウム製の容器	カン
主としてガラス製の容器（無色） 主としてガラス製の容器（茶色） 主としてガラス製の容器（その他）	ビン
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑誌・雑がみ
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょう油等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	179 t		179 t		178 t		178 t		177 t	
主としてアルミ製の容器	296 t		296 t		296 t		295 t		294 t	
主としてガラス製の容器（無色）	(合計) 319 t		(合計) 319 t		(合計) 319 t		(合計) 318 t		(合計) 316 t	
	(引渡)量 319 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 319 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 319 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 318 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 316 t	(独自処理)量 0 t
主としてガラス製の容器（茶色）	(合計) 234 t		(合計) 234 t		(合計) 234 t		(合計) 233 t		(合計) 232 t	
	(引渡)量 234 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 234 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 234 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 233 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 232 t	(独自処理)量 0 t
主としてガラス製の容器（その他）	(合計) 705 t		(合計) 705 t		(合計) 704 t		(合計) 702 t		(合計) 699 t	
	(引渡)量 705 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 705 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 704 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 702 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 699 t	(独自処理)量 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	7 t		7 t		7 t		7 t		7 t	
主として段ボール製の容器	2,002 t		2,002 t		1,999 t		1,992 t		1,984 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 377 t		(合計) 377 t		(合計) 377 t		(合計) 375 t		(合計) 374 t	
	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 377 t	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 377 t	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 377 t	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 375 t	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 374 t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょう油等を充てんするためのもの	(合計) 626 t		(合計) 619 t		(合計) 613 t		(合計) 605 t		(合計) 600 t	
	(引渡)量 626 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 619 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 613 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 605 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 600 t	(独自処理)量 0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1,265 t		(合計) 1,257 t		(合計) 1,249 t		(合計) 1,238 t		(合計) 1,230 t	
	(引渡)量 1,265 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 1,257 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 1,249 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 1,238 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 1,230 t	(独自処理)量 0 t
（うち白色トレイ）	(合計) 0 t									
	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 0 t								

- 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法
- (1) ペットボトルとプラスチック製容器包装以外の見込み量は、直近年度の特定分別基準適合物等の収集実績および人口変動率から算定している。
- (2) ペットボトルとプラスチック製容器包装の見込み量は、小平市一般廃棄物処理基本計画の資源量の推計値から算出している。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
主としてスチール製の容器	カン	市による定期収集 集団回収	市
主としてアルミ製の容器			
主としてガラス製の容器(無色)	ビン		
主としてガラス製の容器(茶色)			
主としてガラス製の容器(その他)			
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	紙パック	小売店や公共施設での拠点回収 集団回収	
主として段ボール製の容器	段ボール	市による定期収集 集団回収	民間業者
主として紙製の容器であって上記以外のもの	雑誌・雑がみ	市による定期収集 集団回収	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって、飲料又はし ょう油等を充てんするためのもの	ペットボトル	市による定期収集	市
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装	市による定期収集	

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

カン・ビン・紙パックについて、平成31年度より新たに整備したリサイクルセンターにて中間処理を行っている。

ペットボトルとプラスチック製容器包装について、平成31年度より小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設にて中間処理を行っている。

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
主としてスチール製の 容器	カン		平ボディー車 パッカー車	
主としてアルミ製の容 器				
主としてガラス製の容 器（無色）	ビン	袋	平ボディー車	リサイクルセンター （選別・圧縮・保管施設）
主としてガラス製の容 器（茶色）				
主としてガラス製容器 （その他）				
主として紙製の容器包装であ って飲料を充てんするための もの（原材料としてアルミニ ウムが利用されているものを 除く）	紙パック	拠点回収専用 ボックス	平ボディー車 パッカー車	リサイクルセンター （選別・梱包・保管施設）
主として段ボール製の 容器	段ボール	ひもで十字に しばる	平ボディー車 パッカー車	資源回収業者（東多摩再資 源化事業協同組合）
主として紙製の容器包 装であって上記以外の もの	雑誌・雑がみ もの	ひもで十字に しばる・袋		
主としてポリエチレンテレフ タレート（PET）製の容器で あって、飲料又はしょう油等 を充てんするためのもの	ペットボトル	袋	パッカー車	小平・村山・大和衛生組合 資源物中間処理施設 （選別・圧縮・保管施設）
主としてプラスチック製の容 器包装であって上記以外の もの	プラスチック 製容器包装	袋	パッカー車	小平・村山・大和衛生組合 資源物中間処理施設 （選別・圧縮・保管施設）

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 市民や事業者の意見や要望を反映させ、市民や事業者の委員で構成される小平市廃棄物減量等推進審議会においても重要な課題として審議を行い、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていく。
- (2) 自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、未実施地域での団体育成や補助金の確保、再資源化業者の支援を行う。